

様式5 - 2

議案の提出(その2)

発議第 2 号

米沢市を医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージの「重点医
師偏在対策支援区域」に選定することを求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和 7 年 6 月 1 9 日

提出者 米沢市議会議員 佐野 洋 平

賛成者 // 鳥海 隆 太

// 遠藤 隆 一

// 成澤 和 音

// 相田 克 平

// 太田 克 典

// 高橋 英 夫

//

//

米沢市議会議長 様

米沢市を医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージの
「重点医師偏在対策支援区域」に選定することを求める意見書（案）

米沢市議会において、米沢市を医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージの「重点医師偏在対策支援区域」に選定することについて、以下の理由から、請願書が提出されました。

厚生労働省医政局長より各都道府県知事へ、令和7年3月5日付で、医政発0305第13号「重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業の実施について」が通知されました。当該通知の目的は、今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少スピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域（以下「支援区域」という。）と設定した上で、支援区域において診療所を継承または開業する場合には、当該診療所に対して、施設整備、設備整備、一定期間の地域への定着支援を行うことにより、地域の医療提供体制を確保することです。

当該通知では、支援区域を設定するためには、都道府県において、厚生労働省が提示する候補区域を参考としつつ、地域の実情に応じて、医師偏在指標、可住地面積当たりの医師数、住民の医療機関へのアクセス、診療所医師の高齢化率、地域住民の医療のかかり方、今後の人口動態等を考慮して、地域医療対策協議会及び保険者協議会で協議して選定するとあります。また、支援区域は、二次医療圏単位のほか、地域の実情に応じて、市区町村単位、地区単位等で選定できるとしています。この点、米沢市は、今後も一定の定住人口が見込まれますが、医師の高齢化等で必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少スピードが急速に早まっています。

米沢市内の診療所は高齢化に伴う閉院が相次ぎ、開業医は令和元年度53名から令和6年度46名と減少し、今後ますます医師不足が進行すると見られます。特に小児科医・耳鼻咽喉科医の高齢化・閉院は、学校医・園医・保育所の嘱託医の成り手不足に直結します。また一昨年から米沢市内の救急医療は米沢市立病院1か所で担うことになり、病院勤務医及び平日夜間・休日診療に交代で従事する米沢市医師会の医師の疲弊が心配されます。このような状況下で、米沢市医師会では令和5年度より「新規開業及び承継問題検討委員会」を設置し問題解決に取り組んでおりますが、厳しい状況が続いております。

そこで、当該通知に関して、以下の内容を要望します。

米沢市医師会は、米沢市を当該通知の支援区域に選定するように求めます。山形県知事におかれては、この請願の趣旨及び内容を重く受け止め、米沢市を支援区域に選定いただくよう要望いたします。

これらの理由に基づき、下記事項について山形県に要望いたします。

記

山形県知事は、米沢市議会及び米沢市医師会の意見を尊重し、米沢市を上記通知の支援

区域に選定すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

令和 7 年 6 月 日

米沢市議会議長 島軒 純一

山形県知事 様